

2023年4月26日
組織討議資料
共済本部

2023年度 事業推進方針・実行計画（案）

自治労共済推進本部

<目次>

I. 取り組みにあたっての基本姿勢	1
II. 2023年度の事業推進方針・実行計画	1
1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進	1
(1) 事業目標達成にむけた取り組み	1
(2) 各種共済制度の推進	2
2. 事業推進体制の強化・確立	7
(1) 自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み	7
(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み	8
(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み	9
(4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み	9
3. 共済推進活動の展開	10
(1) 新規採用者対策・若年層対策	10
(2) 未加入者対策・既加入者対策	11
(3) 退職者対策・契約流出防止対策	12
(4) 会計年度任用職員等職員対策	12
(5) 継続募集・スポット募集の取り組み	13
(6) 加入拡大モデル単組の取り組み	13
(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み	14
4. 自治労共済推進本部（共済本部・県支部）における推進強化の取り組み	14

※ ここでは、こくみん共済 coop（全労済）の各県の推進本部を「県推進本部」と表記します。

自治労共済推進本部 2023 年度 事業推進方針・実行計画

I. 取り組みにあたっての基本姿勢

1. 加入拡大と事業目標の達成を通じて組合員利益をさらに拡大し、じちろう共済制度の求心力を組織強化・組織拡大につなげるため、自治労と一体となって事業推進活動に取り組みます。
2. とりわけ団体生命共済については、新制度の優位性が組合員とその家族に広く認められた前年度の経験を踏まえ、全県・全単組で新制度の推進を全面的に展開し、家族を含む新規加入の拡大と解約の防止、および、退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。
3. 全単組において、「新たな共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動が力強く展開され、共済推進のサイクルが運動のサイクルとともに確立されることをめざし、単組執行部に対する働きかけを強化します。
4. 単組の共済推進運動を強化するため、対面活動の充実化をはかるとともに、コロナ禍の経験で蓄積された動画コンテンツやオンラインによる推進手法を積極的に活用します。

II. 2023 年度の事業推進方針・実行計画

1. 事業目標達成にむけた取り組みと各種共済制度の推進

(1) 事業目標達成にむけた取り組み

事業推進方針	実行計画										
<p>① 事業目標の達成により、組合員利益のさらなる拡大をめざします。</p>	<p>ア 各事業目標※の達成状況を毎月確認し、必要な追加対策などを検討・実施します。年度末時点の到達目標は、次の通りです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>受入共済掛金</td> <td style="text-align: right;">55,269,050,000 円</td> </tr> <tr> <td>予定付加掛金</td> <td style="text-align: right;">9,858,047,000 円</td> </tr> <tr> <td>保有総件数</td> <td style="text-align: right;">2,765,739 件</td> </tr> <tr> <td>保有総口数</td> <td style="text-align: right;">269,122,675 口</td> </tr> <tr> <td>新契約総件数</td> <td style="text-align: right;">147,392 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 各事業目標は、第 1 次事業目標の設定（4 月末）から第 2 次事業目標の設定（7 月下旬）にかけて精緻化しています。</p> <p>イ 事業目標の達成に寄与した県を総代会・組合員代表者会議等の場で表彰します。</p>	受入共済掛金	55,269,050,000 円	予定付加掛金	9,858,047,000 円	保有総件数	2,765,739 件	保有総口数	269,122,675 口	新契約総件数	147,392 件
受入共済掛金	55,269,050,000 円										
予定付加掛金	9,858,047,000 円										
保有総件数	2,765,739 件										
保有総口数	269,122,675 口										
新契約総件数	147,392 件										

(2) 各種共済制度の推進

事業推進方針	実行計画								
<p>【総合共済】</p> <p>① 全単組・全組合員加入に取り組みます。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新契約</td> <td style="text-align: right;">34,849 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td style="text-align: right;">782,914 件</td> </tr> </table> <p>イ 各県において、産別統合労組を含む総合共済未取り組み単組に対し、あらためてじちろう共済運動に取り組む意義とじちろう共済制度の優位性を訴求し、取り組み開始にむけた具体的な協議を進めます。</p>	新契約	34,849 件	保有契約	782,914 件				
新契約	34,849 件								
保有契約	782,914 件								
<p>【団体生命共済・退職者団体生命共済】</p> <p>① <u>全県・全単組で新制度の推進を全面的に展開し、新規加入を 2018 年度ないし 2019 年度の水準以上に拡大するとともに、退職者団体生命共済への対象者全員移行をめざします。</u></p> <p>② <u>団体生命共済を保障のメイン化とする取り組みを進め、年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進を強化するとともに、家族加入の拡大をはかります。</u></p> <p>③ <u>キャンペーンを活用して組合員との接点を増やし、すべての年齢層への推進を強化します。</u></p> <p>④ <u>グループ保険が組合員利益と単組の結集力を損なっている実態があることを執行部全体で確認した上で、推進に取り組みます。</u></p> <p>⑤ <u>自治労が「新たな共済推進方針」で掲げた 2026 年度保有件数目標の達成にむけ、本部共済推進委員会・県本部共済推進委員会において状況を共有化し、対策を講じます。</u></p> <p>⑥ <u>上記取り組みを通じ、保有件数と口数の持続的な増加をめざします。</u></p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p><団体生命共済（現職組合員制度）></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新契約</td> <td style="text-align: right;">13,264 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td style="text-align: right;">307,079 件</td> </tr> </table> <p><退職者団体生命共済></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新契約</td> <td style="text-align: right;">5,078 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td style="text-align: right;">14,447 件</td> </tr> </table> <p>イ 新規採用者には、「組合と共済（団体生命共済）の同時加入」をめざした説明会等を実施し、申込書の早期全員回収を追求します。</p> <p>ウ 申込書の早期全員回収にむけ、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となり、積極的に新規採用者へのアプローチを行います。</p> <p>エ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、実現にむけ、通年で取り組みを実施します。</p> <p>オ 採用 2 年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。</p> <p>カ <u>若年層型メニューを利用する県では、通常メニューとあわせて、若年層型を推進します。</u></p> <p>キ 若年層組合員には、加入段階での説明に加え、一定期間経過後にあらた</p>	新契約	13,264 件	保有契約	307,079 件	新契約	5,078 件	保有契約	14,447 件
新契約	13,264 件								
保有契約	307,079 件								
新契約	5,078 件								
保有契約	14,447 件								

事業推進方針	実行計画
	<p>めて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。</p> <p>ク 新制度 2 年目の経過掛金が適用される既加入者に対しては、高年層を中心に、長期共済・税制適格年金の年金給付とあわせた説明を行い、全員の継続的な加入につなげます。</p> <p>ケ 未加入者には、年齢層や世帯構成、ライフステージに応じ、団体生命共済の保障内容と掛金の優位性を訴求します。</p> <p>コ 既加入者・未加入者には、全県で利用可能な「保障額のめやす」「加入のめやす」を活用し、組合員の年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進活動を展開し、保障のメイン化を進めるとともに、<u>家族加入の拡大</u>をはかります。</p> <p>サ <u>がん保障・先進医療保障等の充実した医療保障と、手厚い死亡保障・重度障害保障がバランスよく組み合わされた制度が自治労のスケールメリットにより割安な掛金で提供されていることを訴求します。</u></p> <p>シ 退職後の年金のための積み立て保障として、長期共済・税制適格年金をあわせて推進します。</p> <p>ス 高額化する賠償責任への備えとして、個人賠償責任共済の付帯を推進します。</p> <p>セ 退職予定者（<u>職場を完全に離脱する退職者</u>）には、退職後制度の基軸制度である退職者団体生命共済への移行加入を推進します。これにあたり、割戻金等の組合員利益が拡大すること、単組の事務手数料等の組織利益が拡大することを周知します。</p> <p>ソ 退職後のライフプランを考える 50 代後半を中心に、85 歳まで現職中と同じ枠組みで継続可能な制度として、退職者団体生命共済を周知します。</p> <p>タ 会計年度任用職員等の組合員には、通常メニューの推進を行うことを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが困難な場合は、小口型を推進します。</p>
<p>【長期共済・税制適格年金】</p> <p>① 定期遺族保障・定期医療保障の基軸が退職者団体生命共済となったこと</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p><長期共済></p>

事業推進方針	実行計画								
<p>を踏まえ、将来の生活設計の備えとして、団体生命共済とあわせて推進します。</p>	<table border="1" data-bbox="1189 201 1818 285"> <tr> <td>新契約</td> <td>10,308 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>177,936 件</td> </tr> </table> <p data-bbox="1173 328 1406 357"><税制適格年金></p> <table border="1" data-bbox="1189 368 1818 453"> <tr> <td>新契約</td> <td>6,587 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>55,173 件</td> </tr> </table> <p data-bbox="1144 496 2136 571">イ 予定利率の優位性や、早期加入による資産形成効果のメリットを訴求し、団体生命共済とあわせて推進します。</p> <p data-bbox="1144 580 2136 699">ウ 随時払の活用により資産形成効果がさらに高まることを訴求します。とりわけ再任用を予定している組合員には、退職金を随時払に活用することのメリットを周知します。</p> <p data-bbox="1144 708 2136 783">エ 年金受給中にも予定利率が適用されることを訴求し、未加入者の新規加入と既加入者の増口につなげます。</p>	新契約	10,308 件	保有契約	177,936 件	新契約	6,587 件	保有契約	55,173 件
新契約	10,308 件								
保有契約	177,936 件								
新契約	6,587 件								
保有契約	55,173 件								
<p data-bbox="136 794 553 823">【マイカー共済・車両損害補償】</p> <p data-bbox="125 834 875 863">① 未加入者に対する新規加入の取り組みを強化します。</p> <p data-bbox="125 874 1120 949">② 既加入者に対する同居家族の自動車の追加加入や車両損害補償の新規付帯・増額の推進を強化します。</p> <p data-bbox="125 960 815 989">③ 退職を控えた既加入者の継続利用を促進します。</p> <p data-bbox="125 1000 1120 1075">④ こくみん共済 coop 〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動に積極的に参加します。</p> <p data-bbox="125 1086 1120 1161">⑤ 単組の事務手数料の維持・拡大のため、マイカー共済保有件数 38 万・車両損害補償付帯率 60.6%を継続的にめざします。</p>	<p data-bbox="1144 794 2051 823">ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p data-bbox="1173 834 1406 863"><マイカー共済></p> <table border="1" data-bbox="1189 874 1818 959"> <tr> <td>新契約</td> <td>22,011 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>367,337 件</td> </tr> </table> <p data-bbox="1173 1002 1406 1031"><車両損害補償></p> <table border="1" data-bbox="1189 1042 1818 1126"> <tr> <td>新契約</td> <td>21,403 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>206,537 件</td> </tr> </table> <p data-bbox="1144 1169 2136 1287">イ 団体割引率 32.5%が引き続き適用されることを踏まえ、掛金見積依頼書の提出促進を強化し、未加入者を中心に掛金や補償の優位性を訴求します。</p> <p data-bbox="1144 1297 2136 1372">ウ 補償の優位性の訴求に際しては、失職防止・起訴防止の取り組みについて周知をはかります。</p> <p data-bbox="1144 1382 2136 1457">エ 同居の家族にも団体割引が適用されること、退職後も引き続き団体割引が適用されることを周知します。</p>	新契約	22,011 件	保有契約	367,337 件	新契約	21,403 件	保有契約	206,537 件
新契約	22,011 件								
保有契約	367,337 件								
新契約	21,403 件								
保有契約	206,537 件								

事業推進方針	実行計画								
	<p>オ 車両損害補償の推進に際しては、自己負担額の設定やエコノミーワイドを選択肢として提案します。</p> <p>カ 自転車賠償責任保険への加入義務化が進んでいることを踏まえ、自転車賠償責任補償特約の付帯を推進します。</p> <p>キ こくみん共済 coop 〈全労済〉が実施するキャンペーン・社会貢献活動と県支部独自のキャンペーンを効果的に組み合わせ、掛金見積依頼書の提出促進を通じ、実績につなげます。</p>								
<p>【自賠責共済】</p> <p>① 組合員の選択肢と利便性を拡大するため、利用可能なルートの拡大と組合員への周知をはかります。</p> <p>② 県推進本部と県支部が緊密に連携し、組合員に適切な利用ルートを案内します。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 539 1818 625"> <tr> <td>新契約</td> <td>12,405 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>26,166 件</td> </tr> </table> <p>イ 全単組と自賠責共済センターの協定書の締結を進めます。</p> <p>ウ 県推進本部と県支部が緊密に連携して車検満期情報を活用するなどし、組合員に適切な利用ルートを案内します。</p>	新契約	12,405 件	保有契約	26,166 件				
新契約	12,405 件								
保有契約	26,166 件								
<p>【火災共済・自然災害共済】</p> <p>① <u>未加入者に対する新規加入の取り組みを強化します。</u></p> <p>② <u>既加入者に対する保障の増額や自然災害共済の新規付帯・大型化の推進を強化します。</u></p> <p>③ 罹災時の生活再建にむけ、すべての組合員に適正額が保障される取り組みを進めます。</p> <p>④ 県推進本部と県支部が緊密に連携するなどし、契約流出防止に取り組みます。</p> <p>⑤ <u>2024 年 4 月に実施される新制度の変更点やメリットを周知します。</u></p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <p><火災共済></p> <table border="1" data-bbox="1189 879 1818 965"> <tr> <td>新契約</td> <td>6,119 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>182,548 件</td> </tr> </table> <p><自然災害共済></p> <table border="1" data-bbox="1189 1046 1818 1133"> <tr> <td>新契約</td> <td>5,726 件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>129,033 件</td> </tr> </table> <p>イ 再取得価額による優位な保障、全損認定基準（焼破損割合 70%）による保障範囲の広さ、各種特約の必要性等を周知します。</p> <p>ウ 賃貸住宅の組合員には、家族数と世帯主年齢に応じた家財加入を推進します。持ち家の組合員には、家族数と世帯主年齢に応じた住宅と家財加入を推進します。</p> <p>エ 県推進本部との連携を緊密にし、退職者の契約を確実に継続します。</p> <p>オ 自然災害共済付帯率 70%以上、大型タイプ付帯率 25%以上にむけ、</p>	新契約	6,119 件	保有契約	182,548 件	新契約	5,726 件	保有契約	129,033 件
新契約	6,119 件								
保有契約	182,548 件								
新契約	5,726 件								
保有契約	129,033 件								

事業推進方針	実行計画				
	<p>「火災共済のみ加入者」「自然災害標準タイプ付帯者」のリストを活用した推進を実施します。</p> <p>カ 総合共済加入データに基づいた「住まいる共済未加入者」のリスト活用した推進を実施します。</p> <p>キ 激甚化する自然災害への備えとして、自然災害共済の必要性を喚起します。</p> <p>ク 防災・減災プロジェクトの一環として、地盤診断サービスを通じた災害発生時の事前の備えの必要性を喚起します。</p> <p>ケ <u>2024年4月以降、更改月ごとに順次実施される新制度により、10万円以下の風水害の損害についても支払対象となることなどを周知します。</u></p>				
<p>【こども保障満期金付タイプ】</p> <p>① 団体生命共済との同時推進を行い、団体生命共済の子ども契約の拡大につなげます。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 663 1818 751"> <tr> <td>新契約</td> <td>763件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>3,370件</td> </tr> </table> <p>イ 原資割れしない教育資金の積立制度として、団体生命共済との同時推進を行います。</p> <p>ウ 育児中の組合員に対する特典として、「子ども相談室」が利用可能であることを周知します。</p>	新契約	763件	保有契約	3,370件
新契約	763件				
保有契約	3,370件				
<p>【交通災害共済】</p> <p>① <u>団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。</u></p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1003 1818 1091"> <tr> <td>新契約</td> <td>6,047件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>234,710件</td> </tr> </table> <p>イ <u>幅広い保障が手ごろな掛金で利用できることを周知します。</u></p> <p>ウ <u>年齢・健康状態に関わらず加入できることを周知します。</u></p> <p>エ <u>団体生命共済と組み合わせることで、長引く通院等への備えが充実することを周知します。</u></p>	新契約	6,047件	保有契約	234,710件
新契約	6,047件				
保有契約	234,710件				
<p>【介護保障】</p> <p>① 団体生命共済の保障を補完する制度として推進します。</p>	<p>ア 新契約と保有契約の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 1343 1818 1431"> <tr> <td>新契約</td> <td>240件</td> </tr> <tr> <td>保有契約</td> <td>282件</td> </tr> </table>	新契約	240件	保有契約	282件
新契約	240件				
保有契約	282件				

事業推進方針	実行計画		
	イ <u>中高年層の組合員を中心に、介護・死亡・重度障害を組み合わせた終身保障が元本割れなく利用できることを周知します。</u>		
<p>【退職後共済】</p> <p>① 退職者団体生命共済が退職後制度の基軸制度であることを踏まえ、年金受給と終身保障を中心とした制度を推進します。</p>	<p>ア <u>新契約（移行）の年度末時点の到達目標を次の通り設定します。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 328 1818 371"> <tr> <td data-bbox="1189 328 1503 371">新契約（移行）</td> <td data-bbox="1503 328 1818 371">2,592 件</td> </tr> </table> <p>イ <u>退職予定者に対し、退職者団体生命共済の推進とあわせて、年金受給のメリットを周知します。</u></p> <p>ウ <u>終身保障を希望する退職予定者には、終身保障を案内します。</u></p>	新契約（移行）	2,592 件
新契約（移行）	2,592 件		

2. 事業推進体制の強化・確立

(1) 自治労本部と自治労共済推進本部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労本部と連携し、本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運動を展開します。	<p>ア <u>本部共済推進委員会を定例的に開催します。この中で、自治労共済推進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、共済推進方針等に反映します。</u></p> <p>イ <u>じちろう全国共済集会を開催します。</u></p> <p>ウ <u>評議会・青年女性部等の横断組織を含めた共済推進活動を展開します。</u></p> <p>エ <u>本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。</u></p> <p>オ <u>2025 年 4 月の実施が検討されている「マイカー共済の次期制度改定」等について、組織討議を行い、意見反映をはかります。</u></p> <p>カ <u>じちろう共済に関する学習会やセミナー等への参加者を対象としたキャンペーンを展開します。</u></p> <p>キ <u>グループ保険の実態や課題を各県と共有します。</u></p> <p>ク <u>自治労が「新たな共済推進方針」で掲げた 2026 年度保有件数目標の達成にむけ、状況を共有化し、対策を講じます。</u></p> <p>ケ <u>自治労組合員の保障ニーズを把握し、より良いじちろう共済制度の提供と今後の共済推進運動の強化につなげるため、じちろう共済に関する組合員アンケートを引き続き実施します。</u></p>

事業推進方針	実行計画
	コ「新たな共済推進マニュアル」について、「各制度の特長」を中心に <u>見直しを行い、改訂作業を進めます。</u>
② 各県固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。	ア 自治労本部と共済本部が共同して各県固有の課題を把握します。 イ 各県の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。 ウ 各県と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。

(2) 自治労県本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 自治労県本部と連携し、県本部共済推進委員会を基軸とする共済推進運動を展開します。	ア 県本部共済推進委員会を定例的に開催します。この中で、自治労共済推進本部の事業目標、各種制度の取り扱い等の重要事項を協議し、自治労県本部の共済推進方針等に反映します。 イ <u>県別・地連別の共済集会の開催を追求します。</u> ウ 評議会・青年女性部等の横断組織を含めた共済推進活動を展開します。 エ 県本部労働学校等、次なる運動の担い手を育成する場と連携した共済推進活動を展開します。 オ <u>2025 年 4 月の実施が検討されている「マイカー共済の次期制度改定」等について、組織討議を行い、意見反映をはかります。</u> カ 本部共済推進委員会が実施するじちろう共済のキャンペーンに積極的に参加します。 キ <u>グループ保険の実態や課題を単組と共有します。</u> ク 自治労が「新たな共済推進方針」で掲げた 2026 年度保有件数目標の達成にむけ、状況を共有化し、対策を講じます。 ケ じちろう共済に関する組合員アンケートの対象となっている県は、自治労組合員の保障ニーズを的確に把握するため、アンケートの配布と回収を行います。
② 単組固有の課題を把握・分析し、実効性のある対策を PDCA サイクルで実行します。	ア 自治労県本部と県支部が共同して単組固有の課題を把握します。 イ 単組の課題を分析し、実効性のある対策を協議します。 ウ 単組と時期や実施方法を確認の上、対策を実行します。 エ <u>上記取り組みを進めるにあたり、自治労県本部と単組は、あらためてじ</u>

事業推進方針	実行計画
	ちろう共済に取り組む意義を確認します。

(3) 各県推進本部と県支部の共同推進の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 会議・学習会等を通じた共同推進の取り組みを行います。	<p>ア 定例推進会議を年 6 回以上開催し、共同推進の具体的な実施方法を確認し、実行します。</p> <p>イ 学習会を年 1 回以上開催し、県推進本部のちろう共済制度や自治労職域に対する理解を深めます。</p>
② 推進契機を捉えた共同推進を実行します。	<p>ア 継続募集前やスポット募集前、新規採用者対策前には、数値目標等を共有化し、任務分担やスケジュールを確認します。</p> <p>イ 実際の推進に際しては、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。</p> <p>ウ 数値目標の到達状況を踏まえ、次なる推進契機の準備を行います。</p>
③ 共同推進の実行状況や好取り組み事例等を共有します。	<p>ア 本部段階で開催される「共同推進に関する役員連絡会議」において、共同推進の全国的な実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、全体化をはかります。</p> <p>イ 地連（統括本部）単位で開催される「統括本部・職域生協統括本部 共同推進に関する事務局会議」を通じ、共同推進の実行状況や課題、好取り組み事例を共有し、意見交換を行います。</p>

(4) 単組の推進支援・単組の推進力強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 単組における共済推進活動を支援します。	<p>ア 自治労本部と共済本部は、単組における共済推進活動に資する動画や広報宣伝物等のツールを作成します。</p> <p>イ 県支部は、県本部・県推進本部と連携し、本部が作成するツール、または県独自に作成するツール等を使って説明会や個別相談に対応するなどし、単組における共済推進活動を支援します。</p> <p>ウ 県支部は、県本部・県推進本部と連携し、単組の執行部学習会の支援を行います。</p>

事業推進方針	実行計画
	エ 学習会の支援等に際しては、「新たな共済推進方針」に基づき、「新たな共済推進マニュアル」に沿った共済推進運動が力強く展開されることをめざし、単組執行部に対する働きかけを強化します。
② 単組の共済推進力を強化します。	ア 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化をはかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。
③ 単組の新任担当者にじちろう共済に <u>取り組む意義を浸透</u> させるとともに、制度理解を促進します。	ア 単組新任担当者を対象とした研修会を年 2 回開催し、じちろう共済に <u>取り組む意義を浸透</u> させるとともに、制度理解を促進します。
④ 大会ブースを通じてじちろう共済の優位性や保障の必要性について単組の <u>理解を促進</u> します。	ア 自治労大会においてブースを開設し、じちろう共済の優位性や保障の必要性について単組の理解を促進するためのイベント等を開催します。

3. 共済推進活動の展開

(1) 新規採用者対策・若年層対策

事業推進方針	実行計画
① 新規採用者の団体生命共済への早期全員加入をめざします。	<p>ア 全単組において、新たな共済推進方針に基づき、新たな共済推進マニュアルに沿った共済推進活動を展開します。</p> <p>イ 県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会等に対応します。</p> <p>ウ 新規採用者には、「組合と共済の同時加入」をめざした説明会等を実施し、申込書の<u>早期</u>全員回収を追求します。</p> <p>エ 申込書の<u>早期</u>全員回収にむけ、単組・県本部・県支部・県推進本部が一体となって、積極的に新規採用者へのアプローチを行います。</p> <p>オ 新規採用者の「組合と共済の同時加入」が実現しなかった単組は、実現にむけ、通年で取り組みを実施します。</p> <p>カ <u>若年層型メニュー</u>を利用する県では、通常メニューとあわせて、若年層型を推進します。</p> <p>キ 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる長期共済・税制適格年金の推進を行います。</p> <p>ク 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。</p>

事業推進方針	実行計画
② 若年層未加入者への団体生命共済の推進を強化します。	<p>ア 採用 2 年目以降の団体生命共済未加入の若年層に対しては、対象者を明確にした上で、新規採用者と同様の推進を行います。</p> <p>イ <u>若年層型メニュー</u>を利用する県では、<u>通常メニューとあわせて、若年層型を推進します。</u></p> <p>ウ 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる長期共済・税制適格年金の推進を行います。</p> <p>エ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。</p>
③ <u>団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。</u>	<p>ア <u>団体生命共済に加入している新規採用者・若年層組合員には、加入後、一定期間経過後にあらためて共済に加入していることの意義とじちろう共済の優位性を説明する機会を設け、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。</u></p>

(2) 未加入者対策・既加入者対策

事業推進方針	実行計画
① すべての年齢層の未加入者にじちろう共済各制度の推進を行います。	<p>ア 年齢層や世帯構成、ライフステージに応じ、団体生命共済の保障内容と掛金の優位性を訴求します。</p> <p>イ 団体生命共済とあわせて、早期に加入することが組合員利益の拡大につながる長期共済・税制適格年金の推進を行います。</p> <p>ウ 団体生命共済とあわせて、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求します。</p> <p>エ 火災共済の保障の優位性、各種特約の必要性等を周知します。</p> <p>オ 激甚化する自然災害への備えとして、自然災害共済の必要性を喚起します。</p>
② すべての年齢層の既加入者の確実な継続加入、および、保障のメイン化につながるよう、じちろう共済各制度を年齢層や世帯構成、ライフステージに応じて推進します。	<p>ア 全県の団体生命共済のメニューに即した「保障額のめやす」「加入のめやす」を利用し、組合員の年齢層や世帯構成、ライフステージに応じた推進活動を展開します。</p> <p>イ 団体生命共済の医療保障の充実化を踏まえ、保障のメイン化を進めるとともに、<u>家族加入の拡大をはかります。</u></p>

事業推進方針	実行計画
	ウ マイカー共済の団体割引は、同居の家族にも適用されること、退職後も引き続き適用されることを周知します。 エ 車両損害補償の推進に際しては、自己負担額の設定やエコノミーワイドを選択肢として提案します。 オ 自然災害共済付帯率 70%以上、大型タイプ付帯率 25%以上をめざした推進を行います。

(3) 退職者対策・契約流出防止対策

事業推進方針	実行計画
① 退職時の解約による契約流出防止をはかるため、退職予定者に対し、退職後に利用可能なじちろう共済制度の案内を行います。	ア 団体生命共済に加入している退職予定者（職場を離脱する組合員）には、退職者団体生命共済の優位性を訴求し、退職後の継続加入につなげます。 イ マイカー共済に加入している退職予定者には、退職後の継続利用を案内します。 ウ 住まいる共済に加入している退職予定者には、県推進本部と連携し、退職後の継続利用を案内します。
② 在職中の解約による契約流出防止をはかるため、 <u>すべての年齢層のじちろう共済利用者に対し、制度の優位性等を時期を捉えて説明します。</u>	ア <u>団体生命共済に加入している組合員には、あらためて共済に加入していることの意義と制度の優位性を説明し、継続的な加入と解約の未然防止につなげます。</u> イ 長期共済・税制適格年金に加入している組合員に対しては、積立期間が長期間に及ぶほど有利さが増すことを丁寧に説明します。 ウ マイカー共済未利用の組合員には、マイカー共済の制度と掛金の優位性を訴求し、他の制度の解約防止につなげます。

(4) 会計年度任用職員等職員対策

事業推進方針	実行計画
① 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューまたは小口型メニューの団体生命共済を推進します。	ア 会計年度任用職員等の組合員には、自治労方針に沿い、通常メニューの団体生命共済を推進することを基本としつつ、賃金水準等で取り組みが困難な場合は、小口型メニューを推進します。

事業推進方針	実行計画
	<p>イ 団体生命共済の取り組み開始にあたっては、県本部・県支部・県推進本部、および単組または当該団体間で協議を行い、「1団体1メニュー」の原則に沿い、取り組み方針を策定します。</p> <p>ウ 県支部は、事務処理の研修や手続きの案内等を行い、当該団体の取り組み開始を支援します。</p> <p>エ 通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に加入すれば、長期共済・税制適格年金をあわせて利用できることを組合員に周知します。</p> <p>オ 単組は、通常メニューと小口型メニューの違いによらず、団体生命共済に取り組むことにより、事務手数料収入によって単組財政の安定化がはかれることを確認します。</p>

(5) 継続募集・スポット募集の取り組み

事業推進方針	実行計画
<p>① 継続募集時の集中的な推進に取り組むにより、全職場・全組合員オルグを追求します。</p>	<p>ア 継続募集時には、県本部・県推進本部・県支部が共同し、あらかじめ確認した任務分担やスケジュールに基づき、説明会や個別相談に対応します。</p> <p>イ 加入率の低い単組では、単組執行部学習会の強化により、執行部の全員加入をめざします。</p>
<p>② 積極的なスポット募集を計画的に実施します。</p>	<p>ア 年に2回以上のスポット募集を積極的かつ計画的に実施します。</p> <p>イ スポット募集実施後は、効果と課題を抽出し、実効性のある対策を協議の上、次なるスポット募集につなげます。</p> <p>ウ 組織加入県本部・単組においては、「全員加入による助け合いの理念がこれまでの推進努力により実現されていること」や「組織加入の特典」を再確認するとともに、期中の集中的な推進を定例的に実施し、組織加入の維持・強化に注力します。</p>

(6) 加入拡大モデル単組の取り組み

事業推進方針	実行計画
--------	------

事業推進方針	実行計画
① 全県・全単組の目標達成をめざします。	ア 県本部・県推進本部・県支部の集中的な取り組みにより、目標件数と未加入者を紐づけして目標達成をめざします。 イ スポット募集を積極的かつ計画的に実施します。 ウ モデル単組推進費用を効果的に活用します。 エ 県本部・県推進本部・県支部は、単組の執行部学習会の支援を行います。
② 単組の共済推進サイクルの確立をめざします。	ア 上記取り組みや日常のオルグ活動を通じ、自律的な共済推進力の強化をはかり、単組の共済推進サイクルの確立を支援します。

(7) 産別統合労組の共済統合の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 産別統合労組の共済統合にむけ、本部の発信力を強化します。	ア 自治労本部と共済本部による共同オルグやヒアリング等を通じ、各県の実態を把握します。 イ <u>各県の課題を分析し、評議会や単組等と課題の共有や合意形成にむけた協議を行います。</u>
② <u>各県においては、あらためてじちろう共済運動に取り組む意義やじちろう共済制度の優位性を共有し、共済統合にむけた協議を行います。</u>	ア <u>各県においては、産別統合労組に対し、あらためてじちろう共済運動に取り組む意義やじちろう共済制度の優位性を説明します。</u> イ 産別統合労組の意向を踏まえ、 <u>共済統合にむけたロードマップの検討を進めます。</u>

4. 自治労共済推進本部（共済本部・県支部）における推進強化の取り組み

事業推進方針	実行計画
① 職域生協統括本部と連携した取り組みを行います。	ア 職域生協統括本部から提案される方針・施策に沿い、各種活動に取り組みます。 イ <u>全労済と自治労共済の統合完結から 10 周年を迎えるにあたり、職域生協統括本部と連携し、新規加入拡大にむけたキャンペーンを展開します。</u> ウ <u>2025 年 4 月の実施が検討されている「マイカー共済の次期制度改定」と「損害調査業務の抜本改革」を含め、全労済本部から組織討議に付さ</u>

事業推進方針	実行計画
	<p>れる事項については、自治労共済推進本部として意見集約を行い、職域生協統括本部を通じて意見反映を行います。</p> <p>エ 職域生協統括本部と連携し、この間、全労済本部に意見反映を行ってきた意見・要望等の実行状況を確認します。</p> <p>オ セット共済掛金の口座振替方式の導入に向け、事務処理の構築を進めます。</p>
<p>② 2023 年度始期の県支部職員の配置定数が 2.0 未満となる県支部を支援 県支部と位置づけ、財政、人、業務の支援を実施するとともに、各県に 固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。</p>	<p>ア 財政支援として、小規模県支部支援特別運営費を県支部に支出します。</p> <p>イ 人的支援として、推進企画を実行するために必要な職員を共済本部から派遣するなどし、推進の強化をはかります。</p> <p>ウ 業務支援として、作業負荷の高いじちろうマイカー共済の掛金見積り業務、および、申込書の作成業務を共済本部が代行します。</p> <p>エ 支援県支部には、共済本部が財政的支援、人的支援、業務支援を実施するとともに、共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。</p>
<p>③ <u>団体生命共済の保有契約が対前年で 350 件以上減少、かつ、減少率が全国平均を上回っている県支部</u>を団体生命共済・重点県支部と位置づけ、各県に固有の課題を抽出し、課題の解消をはかります。</p>	<p>ア 団体生命共済・重点県支部には、共済本部が共同推進の実行状況や組織事情を確認するなどして各県固有の課題をより丁寧に抽出・分析し、課題の解消をはかります。</p>
<p>④ オンライン推進の確立にむけた取り組みを行います。</p>	<p>ア 短時間で閲覧可能な動画の充実化をはかるとともに、動画の活用状況を集約し、好取り組み事例を共有化します。</p> <p>イ オンライン推進に必要な機材や環境の整備をはかります。</p> <p>ウ こくみん共済 coop〈全労済〉本部のお役立ち DX 戦略の展開を注視し、職域生協統括本部と連携して必要な対応や意見反映を行います。</p>
<p>⑤ 地連内の連携を強めます。</p>	<p>ア 地連県支部事務局長会議を定例的に開催します。</p> <p>イ 地連県支部事務局長会議においては、推進や事務上の課題、および、課題の解消策を共有します。</p>
<p>⑥ 共済本部と県支部の担当者の知識・技能の向上をはかります。</p>	<p>ア 共済本部内部の研修会や各種会議等を通じ、共済本部の担当者と知識と技能の向上をはかります。</p> <p>イ 県支部の担当者研修会や業務担当者会議等を通じ、県支部の担当者の知識と技能の向上をはかります。</p>